

正会員 各位

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会  
会長 佐々木 浩二

## 年商額の自己申告について（ご依頼）

平素は当協会の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会定款施行規則に従って令和7年度の協会会費額（令和7年4月～令和8年3月）を決定させていただくため、下記のとおりご案内いたします。

会員の皆様にはご多用のところ恐れ入りますが、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今年度より自己申告の方法を Web 回答に統一させていただくとともに、令和7年度以降は請求書等の電子送付対応も導入させていただきます。つきましては、年商額と共に請求書等送付先担当者情報についてもご回答の程よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 送付物** 「年商額の自己申告について（ご依頼）」、「回答マニュアル」
- 2 留意点** 東京都内におけるビルメンテナンス業に係る年商額 ※裏面参照  
(直近の決算期での1年間の売上高)
- 3 回答期限** 令和6年11月29日（金）
- 4 提出方法** Web 回答システム又はメール (soumu@tokyo-bm.or.jp)
- 5 備考** 会費ご請求の際には、連携法人である（公社）全国ビルメンテナンス協会の会費（月額1万円）を合わせてご請求いたしますことをご承知下さい。

### 参考（規約抜粋）

#### ○定款

##### （経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

#### ○定款施行規則

##### （入会金及び会費）

第4条 定款第7条〔経費の負担〕の入会金及び会費は、次のとおりとする。

##### （2）会費（月額）

イ 正会員の会費は、自己申告によるビルメンテナンス業に係る年商額（東京都内におけるビルメンテナンス業に関する直近の決算期での1年間の売上高）を基準として、次のとおり定める。

年商額の基準	会費（月額）
年商3億円未満	16,000円
年商3億円以上	23,000円
年商5億円以上	30,000円
年商8億円以上	36,000円
年商12億円以上	43,000円

##### （連携法人の業務）

第14条 この法人は、全国協会と連携して下記業務を行う。

(3) 全国協会の入会金及び会費の徴収事務を代行し、全国協会に納付すること。

#### ○会員の入退会、倫理等に関する規則

##### （義務）

##### 第7条 略

2 協会会員は、会費算定の基礎となる年商額にかかる自己申告に当たって、その内容を適正なものとしなければならない。

問合せ先：管理課 阿部／森

TEL 03-3805-7555

# 参考

## ○主なビルメンテナンス業務

一般清掃、設備管理、警備（施設警備・駐車場警備）、省エネサービス、空気環境測定、水質検査、貯水槽清掃、害虫防除、空調ダクト清掃、排水管清掃、サービス管理（受付案内・電話交換・EV 運転など）、防災センター管理、防火管理、プール監視、ベトナム、マンション管理、建物・設備の補修、雑排水槽の清掃、窓ガラス、外壁洗浄、その他ビルメンテナンス業務

## ○ビルメンテナンス以外の業務

警備（施設警備・駐車場警備以外）、ビルマネジメント（ビル経営業務の代行）、リフォーム工事、介護サービス、人材派遣、清掃資機材の販売・レンタル、食堂・給食サービス、不動産業、建設業務、廃棄物処理業、設備工事

（公社）全国ビルメンテナンス協会 実態調査より